

板橋区立赤塚第二中学校PTA運営細則

会則第13条第2項・第21条第2項・第45条第1項に基づき運営細則を次のとおり定める。

第一章 指名委員の選出・役員及び会計監査の選任

- 1 全体委員会は、指名委員会を設置する。指名委員会は、11月より活動を開始する。
- 2 指名委員は、全体委員会で常置委員が互選した各学年2名・役員会より本年度で退任予定の若干名・副校長（PTA副会長）とする。
- 3 指名委員会正副委員長は、役員会が選出した（P）指名委員より選出する。
- 4 指名委員会は、役員・会計監査候補者を、新1年生の保護者を含む次年度（P）会員より選考する。但し、役員会選出の（P）指名委員・元役員・元会計監査は免除の対象とする。
- 5 指名委員会は、候補者の同意を得て次年度役員を内定し、年度末総会にて承認を得る。

会則第43条第3項に基づき運営細則を次のとおり定める。

第二章 常置委員の選出

- 1 選出人数は次のとおりとする。
学年委員・広報委員・研修委員・校外生活委員は、委員会ごとに各学年クラス数に準じた人程度を選出する。
- 2 選出方法は次のとおりとする。
前年度中に、アンケートを実施する。その結果をもとに（P）本部役員が次年度候補者を選出し、本人の同意を得て決定する。
- 3 元役員・元会計監査・前年度の常置委員は、免除の対象とする。
- 4 各委員会には前委員より選出された在校生保護者（PTA会員）のアドバイザー1～2名を置く。アドバイザーは、入会式と第1回全体委員会に出席する。

会則第50条に基づき運営細則を次のとおり定める。

第三章 PTAクラブの設置

- 1 クラブの設立・復会は、板橋区団体登録手続き完了後、総会・全体委員会・運営委員会のいずれかの承認を得る。
- 2 クラブは、PTA会員で構成する。元PTA会員も入会できるが、PTA会員不在のクラブは、赤塚第二中学校PTAクラブとは認めない。
- 3 クラブは、原則として赤塚第二中学校内で活動する。他の場所を継続して使用する場合は、総会・全体委員会・運営委員会のいずれかに報告をする。
- 4 クラブは、PTA会員より代表を選出する。代表は、総会に出席し活動計画と報告・クラブ会員数を報告する。
- 5 クラブの退会は、総会・全体委員会・運営委員会のいずれかに報告する。
- 6 クラブ活動費は、クラブ会員が負担する。但し、年度始め総会で承認を得て、PTA会費から活動補助費年額6000円を支給する。年度途中の設立・復会・退会の際は、月割にて支給・

精算する。設立の際は、設立の翌月より補助費を支給し、退会の際は、報告のあった月末に精算する。

- 7 クラブ代表は、入会式に出席し新入生の保護者にクラブの紹介をする。また、PTA会員から幅広くクラブ会員を募るために、年一回以上、クラブ紹介・会員募集の案内を配布する。
- 8 クラブ代表は、全体委員会・運営委員会で発言できる。
- 9 元クラブは、募集活動について役員会に相談できる。

第四章 交通費その他支給基準について

- 1 会員の研修その他会員の活動参加に要する交通費支給については実費とする。尚、通信費についても同様とする。
- 2 上記金額については、特殊な事情がある場合は予算案の範囲内において役員が決定する。

第五章 付 則

- 1 この運営細則の施行は昭和43年4月1日とする。
- 2 昭和50年2月 6日 一部改正
昭和50年3月 7日 一部改正
昭和54年3月10日 一部改正
昭和60年3月 6日 一部改正
平成 3年3月 8日 一部改正
平成 4年3月 6日 一部改正
平成 5年1月19日 一部改正
平成10年1月21日 一部改正
平成13年4月24日 一部改正
平成16年2月 2日 一部改正
平成19年2月 6日 一部改正
平成22年3月11日 一部改正
平成25年3月 5日 一部改正
平成27年3月 4日 一部改正
平成31年3月 5日 一部改正